

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて 家計が急変した家庭への学校関係の支援について

長野県県民文化部
長野県教育委員会事務局

1 小中学校

○ 市町村における就学援助制度

- ・ **対象者** 世帯収入の激減から生活が困難になったことにより、居住市町村から就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者
- ・ **就学援助費の内容（例）** 学用品費、学校給食費、医療費 など
- ・ **認定基準及び額** 市町村ごとに設定

※ 就学援助費の支給に係る手続きは市町村が行うため、新型コロナウイルス感染症に係る取扱いは、児童生徒が在籍する義務教育諸学校または市町村教育委員会に要確認

2 特別支援学校（小中学校の特別支援学級含む）

○ 特別支援教育就学奨励費

- ・ **対象者** 特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者
- ・ **就学奨励費の内容（例）** 学用品費、学校給食費、通学費 など
- ・ **支弁区分及び額** 世帯の収入に基づく支弁区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に応じて支給

※ 世帯の収入に著しい減少が生じた場合は、支弁区分を見直して支給

※ 市町村小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒についての取扱いは、児童生徒が在籍する義務教育諸学校または市町村教育委員会に要確認

3 高等学校

（1）授業料の減免

① 県立高校

- ・ **対象者** 災害、生業不振その他の理由により著しく生活が困難になった者
※収入基準（例） 4人世帯で、年収見込額 350 万円未満の場合
- ・ **減免額** 月額 9,900 円×減免を必要とする月数

② 私立高校

- ・ **対象者** 災害、生業不振その他の理由により著しく生活が困難になった者
※収入基準（例） 4人世帯で、年収見込額 590 万円未満の場合
- ・ **支援額** 年額 356,400 円を上限

(2) 高校生等奨学給付金

- ・対象者 非課税世帯等の者
④ 新型コロナウイルスの影響による家計急変を対象者に追加
- ・給付額 (年額) (全日制の場合)
(公立高校：第1子 84,000円 第2子以降 129,700円)
(私立高校：第1子 103,500円 第2子以降 138,000円)

(3) 高等学校等奨学金

- ・対象者 経済的理由により修学が困難である高校生等
④ 新型コロナウイルスの影響による家計急変を対象者に追加
- ・貸与額 (月額)
(奨学金：公立 18,000円 私立 30,000円)
(遠距離通学費：上限 26,000円 (通学費等の月額の7/10))
④ 希望により、最大12カ月分(令和3年3月分まで)の一括貸付が可能

4 大学・短期大学・専門学校

(1) 授業料の減免

- ・対象者 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
④ 新型コロナウイルスの影響による家計急変を対象者に追加
- ・減免額 所得額(年収目安額)、大学・短大・専門学校、国公立・私立で異なる
- ・年収目安の区分と減免額
 - ① 約270万円未満(住民税非課税世帯)：年上限額：約70万円～約17万円
 - ② 約270万円～約300万円：年上限額：約46万円～約11万円
 - ③ 約300万円～約380万円：年上限額：約23万円～約6万円

(2) 給付型奨学金

- ・対象者 住民税非課税世帯又は準ずる世帯の学生
④ 新型コロナウイルスの影響による家計急変を対象者に追加
- ・支給額 所得額(年収目安額)、国公立・私立、自宅・自宅外で異なる
- ・年収目安と支給額
 - ① 約270万円未満(住民税非課税世帯)：75,800円/月～29,200円/月
 - ② 約270万円～約300万円：50,600円/月～19,500円/月
 - ③ 約300万円～約380万円：25,300円/月～9,800円/月